

第9章 管理運営等

【評価基準】

9-1 管理運営の独立性

9-1-1

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。

解釈指針9-1-1-1

会計大学院の運営に関する重要事項を審議する会議が置かれていること。

会計大学院の運営に関する会議は、当該会計大学院の専任教授により構成されていること。ただし、当該会計大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針9-1-1-2

専任の長が置かれていること。

9-1-2

会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。

解釈指針9-1-2-1

平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により会計大学院の専任教員とみなされる者については、会計大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。

9-1-3

教員の人事に関する重要事項については、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。

9-1-4

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

解釈指針9-1-4-1

会計大学院の設置者が、会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針9-1-4-2

会計大学院の設置者が、会計大学院において生じる収入又は会計大学院の運営のために提供された資金等について、会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

解釈指針9-1-4-3

会計大学院の設置者が、会計大学院の運営に係る財政上の事項について、会計大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

【現状説明】

現状は、下記（１）～（６）のとおりである。

- 〔9-1-1〕 独立の運営の仕組みを有していること
- 〔9-1-2〕 重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること
- 〔9-1-3〕 教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること

（１）意思決定機関

教学に関する最高意思決定機関は学長であり、本学では学長のもとに置かれる学部長会（兼研究科長会）が事実上の教学の意思決定協議機関としての機能を担っている。学部長会は学則上、各学部（研究科）の連絡調整のための協議機関であるが、定期的な開催および教学の責任者が一堂に会することから、合意形成のための意思決定機関としての色彩が濃くなっている。具体的な意思決定プロセスは、例えば本研究科で新たに専任教員を任用する場合を想定すると、まず本研究科長から学長に任用教員候補者の発議を行い、学部長会に諮られる。学部長会で承認されると研究科教授会に諮られ、研究科教授会で審査委員会が発足し、審査委員会の結果を研究科教授会で議決する。この決定を学部長会に報告した後、法人組織である常務委員会、理事会の議を経て承認される。つまり、教授会（研究科教授会）は、発議権、教員審査権そして事実上の意思決定権を有するが、学内合意を必要とするシステムになっている。独立研究科としての独立性を重んじるとすれば、将来的には、合意形成機関である学部長会を各専門職大学院研究科長で組織する専門職大学院研究科長会に置き換えることも考えられる。

（２）研究科長

研究科長の選任は、当該研究科教授会構成員の中から選挙により候補者を選出して、理事会が決定する。なお、開設初年度の研究科長の選任は学長の推薦に基づき理事会が決定した。

（３）主任会

研究科長を補佐し、研究科長と教授会をつなぐ機関として主任会がある。研究科長の他に３名で構成し、教授会に議案を提出する前に主任会で検討する。

（４）研究科教授会

研究科教授会は、専任の教授、准教授および専任講師をもって構成されるが、特任教員（みなし専任）は正規の構成員とならない。ただし、情報の共有化を進めるために、特任教員にも可能な限り教授会への出席をお願いすることを2012年4月教授会で決定し、特任教員は2012年5月から可能な限り（原則として、毎回）教授会に出席している。さらに、カリキュラムの改編や成績等の原案作成を行う3ポリシー検討委員会の構成員としても参画している。その際、同委員会には、カリキュラム開発や教材作成も担うため、専任教員に限らず必要に応じて兼担、兼任教員の参画も予定している。このほか、特任教員はFD委員会等の構成員となることができることとなっており、適宜、担当を持っている。

なお、研究科教授会は原則として月2回開催し、審議事項については専門職大学院学則第56条に規定している（下記参照）。

青山学院大学専門職大学院学則より抜粋

(研究科教授会の審議事項)

56条 研究科教授会は、当該研究科における次の事項を審議決定する。

- (1) 教育課程、教育方法に関する事項
- (2) 授業科目の編成及び担当に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 修了の判定及び学位の授与に関する事項
- (5) 学生の入学、休学、転学、退学、その他学生の身分の得失及び変更に関する事項
- (6) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (7) 研究科の人事に関する事項
- (8) 学則及び諸規則の制定改廃に関する事項
- (9) その他研究科の教育研究に関する事項

(5) 各種委員会

本研究科では、常設の委員会として、博士後期課程中間審査委員会、会計プロフェッション研究センター運営委員会、3ポリシー検討委員会（従来の教育研究計画委員会、授業・研修委員会（授業評価）、入試委員会及びカリキュラム検討委員会を2016年度より統合して新たに発足）、財務厚生委員会、広報委員会、就職委員会、FD委員会及び人事委員会（以下、「常置委員会」という。）を置いている。さらに、各年度の特定の課題に対処するためのプロジェクト担当（2017年度は、「会計サミット」、「エクスターンシップ」など計7個のプロジェクト）を置いており、いずれも教授会での審議、意思決定を原則として運営されている。

(6) 事務体制

本学では、専門職大学院の教学、運営面をサポートするために、専門職大学院教務課を学務部内で独立した課として設置している。専門職大学院教務課では、国際マネジメント研究科、法務研究科そして会計プロフェッション研究科(本研究科)の教務事務を行う。現在2017年度の専任職員数は、課長1名、一般職員7名および専門職としての法科大学院ローライブラリアン1名の合計9名のほか派遣職員で構成されており、専門職大学院の独立、独自性に即した事務組織を有している。研修活動については、人事部能力開発支援課が主催する学内の各種業務別研修、プレゼンテーション、ロジカルシンキング、コミュニケーション、危機管理、ITスキル等に関する研修が年間を通して実施されており、また、外部主催の各種研修への参加も積極的に実施されており、職員の能力向上を図っている。

【自己評価】

上記(1)～(6)に述べた現状に対する自己評価は、次のとおりである。

I [9-1-1] 独立の運営の仕組みを有していること

1. 現状説明のとおり、9-1-1の基準を満たしていると考ええる。
2. なお、上記1の結論において、9-1-1の基準という独立の運営の仕組みについては、学校法人青山学院の機構の中で次のように捉えていることを付記する。
 - (1) 「独立の運営の仕組み」の意義について
「独立の運営の仕組み」の意義は、次のような内容と考える。
 - ① 次のような意味での「独立」までも要求したものではないと考える。

- ・会計大学院以外の大学院から独立していること
- ・教学事項を束ねる組織(学部長会等)から独立していること
- ・経営側から独立していること
- ・人事権についても独立していること
- ・法人格が別途独立の別個のものを有しているという意味で、独立していること

② 逆にいえば、ここにいう「独立の運営の仕組み」とは、次のようなものを要求しているだけにとどまるものとする。

- ・(運営に係る事項を議論する)合議体、協議体、意思決定機関を意味する。名称等のいかんを問わない。
- ・その合議体等は、「教育活動等を適切に実施するための仕組み」であればよいのであって、その仕組みが、その目的のみに限定された仕組みである必要はなく、その目的をきちんと遂行するのであれば、(その目的の障がいにならない)他の目的をも併せ合議する仕組みであったとしても、許容されること。

(2) 「独立の運営の仕組み」の意味を、前述(1)のように解する場合、上記【現状説明】の(1)～(6)に述べた本研究科の現状は、前述(1)の「独立の運営の仕組み」の意義に該当すると考えられる。その理由は、次の解釈指針について、次のように該当する事実が、本研究科に存在するからである。

① 【解釈指針9-1-1-1】にいう「会計大学院の運営に関する重要事項を審議する会議が置かれていること」に関しては、次のとおり、この指針に沿った機関が置かれていると考える。

すなわち、本研究科の運営に関する審議は、必要に応じて、下部のプロジェクト委員会から、常置委員会を経て、教授会にあげられ、審議され、意思決定される。特に、青山学院大学専門職大学院学則第56条（研究科教授会の審議事項）では、教授会の審議事項として、【評価基準】9-1-1に掲げる重要事項と同様の事項を掲げ、これらの事項の審議機関であることを明確に定めている。

また、プロジェクト委員会から教授会までのこれら3つの「仕組み」は、他の何らかの仕組みから重大な拘束や、制限をうけるものではない。つまり、【評価基準】の中の「独立」の文言に沿った仕組みになっているといえる。すなわち、前述「(1) 「独立の運営の仕組み」の意義は何か？」で明らかにした「独立の運営の仕組み」に該当するので、【解釈指針9-1-1-1】の指針を満たしているといえる。

② 【解釈指針9-1-1-1】にいう「会計大学院の運営に関する会議は、当該会計大学院の専任教授により構成されていること」に関しては、前述①にのべた教授会等の「仕組み」は、すべて、本当研究科の専任教員のみで構成されている現状にある。したがって、【解釈指針9-1-1-1】の指針を満たしている。

③ 【解釈指針9-1-1-2】にいう「専任の長が置かれていること」に関しては、本研究科教授会の長は、研究科長であり、研究科長は研究科長の職務に専任している。すなわち、例えば、別途法人経営に従事しつつ研究科長の職にあるなどということはない。なお、研究科長は、教員として講義を担当しているが、講義を担当することが、「専任」であることを否定することにつながらないのは、言うまでもない。すなわち、「専任の長が置かれていること」との基準に該当するので、【解釈指針9-1-1-2】の指針を満たしているといえる。

II 【9-1-2】重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること

1. 現状説明のとおり、9-1-2の基準を満たしていると考えられる。
2. 上記1の理由は現状説明のとおりであるが、会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、必要に応じて、下部のプロジェクト委員会や常置委員会（入学者選抜及びカリキュラムなどの教育課程に関して「3ポリシー検討委員会」、教育方法について「FD委員会」など。）で検討し、必ず教授会

で審議され、かつ、教授会の意思決定の内容は、他の組織から尊重されているものと評価することができる。このことは、これまでに、本研究科の教授会の重要事項の意思決定が、他の教学組織や、経営組織のいずれからも、拘束をうけたりしたことも、制限をうけたりしたこともないという事実により証明される。

なお、[解釈指針9-1-1-2]にいう「会計大学院の専任教員とみなされる者については、会計大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること」に関しても、特任教員が原則として、毎回教授会に出席していることから、基準を満たしていると言える。

Ⅲ [9-1-3] 教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること

1. 9-1-3の基準を満たしていると考ええる。

2. 上記「1.の結論」に至った理由：

教員人事は、本研究科の常置委員会としての人事委員会等から、本研究科の教授会での慎重な審議を経て、学部長会、理事会で審議され、最終決定される。ここで、学部長会等から、不合理な制限、指示、命令などが発せられる等により、本研究科教授会の意思決定が否定ないし修正されることがあれば、本研究科教授会の審議は、尊重されていないという結論になる。しかし、教員人事案件に関しては、本研究科の意思決定が尊重されることで運営されてきているし、これまでに、学部長会、理事会等で本研究科の人事がひっくり返った等の事実は一切なかった。この事実は、「教員の人事に関する会議における審議が尊重されている」ことを証明している。したがって、[9-1-3]（教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること）は、満たされていると考ええる。

【今後の課題】（[9-1-1]から[9-1-3]までについて）

以上のとおり、本研究科の現状は、[9-1-1]から[9-1-3]までを満たしている。したがって、特段の課題は、現時点では存在しない。

なお、青山学院大学は本研究科（会計専門職大学院）を独立研究科と位置づけ、学部を基礎とした従来の研究者養成型大学院および既設2つの専門職大学院とは独立性を保ちながら連携していくことを求めている。本研究科も大学組織の一部であることを踏まえ、今後、専門職大学院の独立性を保ちつつ、学部教育との連携をより重視した教育体制の構築に向けて、学部の管理運営や予算等との関係も踏まえた対応が課題となると考えられる。

【現状説明】

[9-1-4] 十分な財政的基盤があることについて

学校法人青山学院における財務状況の情報提供は、「資金収支計算書」、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「基本金明細表」、「収益事業部会計（損益計算書・貸借対照表）」及び「監事監査報告書」を、毎年度、事業報告書に掲載し、学院ホームページにて公開している。これらの財務資料から会計大学院の設置者は、会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担しており、会計大学院において生じる収入又は会計大学院の運営のために提供された資金等について、会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮しているものと考えられる。また、青山学院は実質的に無借金であり、消費収支差額もプラスであり、財政的には全く問題がない。

【自己評価】

本学では、各専門職大学院は独立採算制度を採用していないので、本研究科のみの財務情報は開示されない。しかし、内部資料として公開されているものを見ると、予算の重点的な再配分を検討する必要があるとのため、今後の課題としておきたい。

[9-1-4] 十分な財政的基盤があることについて

【解釈指針9-1-4-1】 設置者が、教育活動等に十分な経費を負担していること

前述「現状説明」に述べたように、設置者から、教育活動費等の名目で、教育活動に必要な経費が十分に配分されている。

【解釈指針9-1-4-2】 提供された資金等について、教育活動等の維持及び向上に使用することができるよう配慮していること

教育活動費等の使途は、教育活動に支出するのであれば、特に、制限はない。したがって、教育活動等の維持及び向上に使用することができるよう配慮されていると評価することができる。

【解釈指針9-1-4-3】 財政上の事項について、会計大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること

本研究科が必要と考える場合には、予算要求時期に限らず、財政当局に対して要望を伝えることができる現状にある。すなわち、本研究科の意見を述べる機会は確保されており、【解釈指針9-1-4-3】にいう適切な機会は確保されている。

以上、[9-1-4] (十分な財政的基盤があること) についてまとめると、本研究科の教育活動に必要な財政基盤は確保されていると考えられる。したがって、[9-1-4]を満たしている。

【今後の課題】

2013年度から大学全体のコスト削減が進められていることから図書費などの教育資金についても減額されている状況にあり、今後、必要な教育資金の確保については重要な課題の一つと認識し、有効かつ効率的な利用とともに充実・確保策を継続して検討することとしたい。また、外部評価委員から、本研究科のみの財務情報は開示されておらず、十分な財政的基盤があることについて判断するための情報が限定的であるとの指摘がなされた。分野別認証評価に関して、本学における財務状況の情報提供のあり方について学校法人および大学に再検討を求めることには限界もあるが、この点に関して、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学院部会の専門職大学院ワーキンググループから、機関別認証評価と分野別認証評価との効率化の方向性が示されており、分野別評価についてのみ認証を受けている評価機関が評価を行う際、機関別評価の観点をどのように担保するか検討が必要との見解が示されており、将来的には、適宜、機関別評価と分野別評価の評価結果を相互利用することも可能となる。こうした動向にも注視して引き続き検討を進めていくこととしたい。

2015年度における新たな課題として、学長から会計大学院の定員充足と収支状況の改善について具体的にロードマップを示すようにとの要請があった。入学者数の増加と経費削減の努力を図ることにより、教育の質に影響が出ることのないよう配慮していきたい。

【評価基準】

9-2 自己点検及び評価

9-2-1

会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

【現状説明】

〔9-2-1〕自己点検を実施・公表していること

本研究科の質を高め、独自性を打ち出すためには、過去のチェックが不可欠である。過去を反省し、当初の計画と比較することによって、改善、適切な軌道修正、発展が可能である。その意味において、法規に定められずとも自己点検・自己評価は重要であり、本研究科が毎年、自己点検・自己評価を実施する方針をとっているのはこうした精神によるものである。この自己点検の結果は、本研究科ホームページで公表している（2016年度自己点検評価報告書は全文を公表している。）。また、16号館（専門職大学院専用棟）1階資料室にて、自己点検評価報告書を常備し、閲覧に供している。

【自己評価】

本研究科の教育水準の維持向上と、本研究科の目的及び社会的使命達成の見地から、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行っている。また、その結果を公表している。したがって、〔9-2-1〕（自己点検を実施・公表していること）に定める基準を満たしている。

【今後の課題】

〔9-2-1〕（自己点検を実施・公表していること）については、前述のように十分に満たしている。なお、自己点検評価報告書は広く学外の関係者に見ていただき、特に、これから本研究科への進学を検討する方の参考に資することができるよう広報活動に努めていくことが課題となる。

【評価基準】

9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針9-2-2-1

会計大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。

【現状説明】

[9-2-2]自己点検実施体制について

1. 実施体制について

この自己点検・自己評価の点検実施体制は、次の(1)から(5)のように、確立されている。

(1) 時期：

毎年5月に作業を開始し、7月に教授会承認を経て完成させる。

(2) 作業部会：

本研究科のプロジェクト委員会である「FD委員会（自主的自己点検）」が専断的に、作業手順を検討し、教授会の承認を経て、進行プロセスを確定する。

(3) 点検作業の実施者

本研究科の専任教員を選抜し、特定の点検事項を割り当て、検討させ、報告させる。

(4) まとめ・調整の実施

FD委員会が、全体を検討し、調整し、必要に応じて修正し、一定の期間、全教員のコメントを求める。

(5) 確定

7月の教授会で、承認し、確定し、公表する。

なお、毎年度、外部の自己点検評価委員（2名）に対して、当該自己点検評価報告書を送付し、評価してもらう。さらに、5年に一度、会計大学院評価機構に評価してもらう。さらに、7年に一度、青山学院大学全体が、大学基準協会から評価を受ける際、本研究科の自己点検評価報告書の評価を受ける。

2. 評価項目について

本研究科の自己点検は、会計大学院協会の第三者評価機構設置検討委員会が作成した自己評価の手引きという評価基準を元に、自己点検評価を実施している。この評価基準は、会計大学院の自己点検評価の基準として最も権威のあるものである。さらに、この評価基準を用いることにより、他の全国の会計大学院の多くもこの評価基準を採用していることから、他の大学院の自己点検評価報告書との比較が可能になり、広く一般の便宜に資すると考える。

3. [解釈指針9-2-2-1] 自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていること

本研究科は、自主的に自己点検を担う委員会を独自に組織している。さらに、自己点検を十分に行う見地から、専任教員の中から点検を行うにふさわしい経験、知見を有する教員を選抜し、検討をさせ、教員全員のレビューを経て、自己点検評価報告書の内容を確定させている。すなわち、「独自の組織」を設置しているといえる。

【自己評価】

前述の現状説明のとおり、自己点検の実施体制が整っていること、評価項目も公正で、文科省などを含め、広く認知された基準を用いていること、自己点検のための独自の組織を有していること、の3点から、評価基準を満たしていると考えている。したがって、この評価基準にしたがって行う自己点検評価は、今後もこのまま継続したい。

【今後の課題】

[9-2-2] 自己点検実施体制については、前述のように、十分に満たしているため、現時点では、特に解決すべき課題はない。

【評価基準】

9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

解釈指針9-2-3-1

自己点検及び評価においては、当該会計大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。

自己点検及び評価に対する各種委員会等の体制が把握できる資料

【現状説明】

〔9-2-3〕 評価結果活用の体制が整備されていること

自己点検・自己評価は年度終了後3カ月以内、すなわち毎年6月までに作成することを目標としている。6月という時期は教員にとっては新年度が始まって最も多忙な時期ではあるが、それにもかかわらず年度終了後このような短期間で実施するのは、評価結果を可及的速やかに学生募集、授業、カリキュラム、FDなどにフィードバックさせたいためである。

自己点検・自己評価の完成後は、ただちに、外部の評価委員2名に送付し、評価をお願いしている。さらに、本研究科のホームページに掲載し、広く公開している。

自己点検して評価して得られた結果については、外部委員からいただいた評価の結果は、コメントを含め、客員教員も含めた拡大FD委員会に付し討議を行うとともに、対応策については教授会で検討することとしている。その理由は、自己点検の結果、改善点が見つかった場合は、それを改善し、本研究科の教育活動をより質の高いものとしていきたいからである。拡大FD委員会で議論された評価結果のうち、可能なものから対策を講じて翌年度のカリキュラムを改正するなど、改善に努めることにしている。

〔解釈指針9-2-3-1〕 改善目標を設定し、目標を実現するための方法・取組の状況等について提示すること

本研究科は、本研究科の教育目標、自己点検の取り組み方法などについて、本研究科パンフレット等ですでに公開し、明示している。それに加えて、それを、自己点検評価報告書の中の、「第1章 1-1 教育の目的」等の項の中で、さらに詳述している。これら詳述した内容は、本研究科のホームページで全文掲載し、公開している。

【自己評価】

現時点では、指針〔9-2-3〕（評価結果の活用）が求める内容に沿って、活用できているし、その体制も整っていると認識しており、基準を満たしていると考えます。

【今後の課題】

現時点では、指針 [9-2-3] (評価結果の活用) が求める内容に沿って、活用できていると考えているので、特に、重大な課題は存在しない。

【評価基準】

9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針9-2-4-1

会計大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

【現状説明】

・外部者による評価について

本研究科の自己点検評価報告書に対する外部者による評価の実施の概要は、次のとおりである。

(1) 毎年の自己点検評価報告書に対する外部者の評価

外部の自己点検評価委員 2 名に評価していただいている。

(2) 学校教育法第 109 条第 3 項の規定に基づく、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関（特定非営利活動法人国際会計教育協会・会計大学院評価機構）による認証評価を、5 年に一度受けている。直近は、2013 年度に評価を受け、会計大学院評価基準の要件を当研究科が充足していると認められ、2008 年度の評価に続き「認定会計大学院」の称号を授与された。

【解釈指針 9-2-4-1】評価を行う外部者は、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者であること

前述 (1)（毎年度 2 名の外部評価委員による評価）は、会計実務に従事している公認会計士 1 名と著名な会計学者 1 名による、評価である。

また、前述 (2) の会計大学院評価機構は、文部科学大臣の認証を受けた会計専門職大学院に関する専門の評価機関である。

【自己評価】

本研究科としては、指針 [9-2-4] の基準を満たしていると考えます。

【今後の課題】

現時点では、指針 [9-2-4] (外部者による評価) が求める内容に沿って、活用できていると考えているので、特に、重大な課題は存在しない。

【評価基準】

9-3 情報の公表

9-3-1

会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

9-3-2

会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

解釈指針9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 教員組織
- (4) 収容定員及び在籍者数
- (5) 入学者選抜
- (6) 標準修了年限
- (7) 教育課程及び教育方法
- (8) 成績評価及び課程の修了
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10) 修了者の進路及び活動状況

【現状説明】

【9-3-1】教育活動状況の社会への情報提供について

【9-3-2】教育活動状況に関する重要事項の公表について

本研究科の教育活動等の状況について、社会に提供する手段としては、本研究科のパンフレット、ウェブサイトへの掲載が中心である。これは、毎年実施している。なお、自己点検評価報告書も、16号館1階の資料室にて、閲覧に供している。

他方、会計大学院の教育活動等に関して、「重要事項」のみを特別に記載した文書は、ない。ただし、会計大学院の教育活動等に関する「重要」な事項は、本研究科の全容を紹介する目的で、毎年度当研究科のパンフレットの中に記載し、また、ウェブサイトへ掲載し、そして、毎年度作成する自己点検評価報告書の中で明示し、広く情報提供している。

【自己評価】

公表については、現状でできることは全て実行できていると考えている。したがって、指針【9-3-1】及び【9-3-2】公表の基準を満たしていると考えられる。

【今後の課題】

基準 [9-3 情報の公表] に沿い公表されており問題はないが、会計専門職大学院への進学希望者が減少傾向にあるので、さらに広く効果的な広報活動に努めていく必要がある。

【評価基準】

9-4 情報の保管

9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針9-4-1-1

「評価の基礎となる情報」には、基準9-2-1に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準9-3-2に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針9-4-1-2

評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管されていること。

解釈指針9-4-1-3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

【現状説明】

【9-4-1】 評価の基礎となる情報の保管について

本研究科の評価の基礎となる情報については、毎年実施している自主的自己点検の際、自己点検評価報告書と併せて、年度別の「基礎資料集」を作成している。各種の基礎資料集は、教員が作成したものについては教員研究室又は会計専門職大学院棟の地下倉庫で一括保管・管理し、その他の資料は会計大学院事務室において、各5年間保管している。

【自己評価】

自己点検評価の基礎となる資料は、完璧に保管をしている。したがって、[9-4 情報の保管] が求める内容に沿っていると考える。

【今後の課題】

[9-4 情報の保管] どおり保管しているので、現時点では特に課題は存在しないと考えているが、外部評価委員から、情報漏洩に対する万全の対策を講じるとともに、本研究科が大規模災害に遭遇することも想定した上で、安全な地域やシステムへの分散保管等といった対策についても検討すべきとの指摘を受けた。保管場所のセキュリティについては、万全を期しているところであるが、本研究科が大規模災害に遭遇した場合のバックアップ体制などについては、引き続き検討することとしたい。